



いじめ早期発見・早期対応のための アンケートについての配慮事項

平成 25 年 7 月
神奈川県教育委員会
教育局支援部

はじめに

いじめの早期発見・早期対応のために、各学校では少なくとも学期に1回の「アンケート調査」を実施するようお願いしてきたところで

す。
アンケートによって子どもの状況を正確に把握するためには、現在の方法や内容が、児童・生徒の状況に対して適切であるかを常に問い直す必要があります。

そこで、県教育委員会では、子どもの声がより一層アンケートに反映されるよう、いじめ早期発見・早期対応のためのアンケート「気になること・いやなことはありませんか」(例)を作成しました。

各学校や市町村教育委員会においては、現在実施しているアンケートについて、その方法や項目等の見直しに本冊子及びアンケート例を活用ください。

なお、このアンケート例はいじめに特化したものとして作成していますが、生活アンケートの一部にいじめの項目を入れて実施している学校においては、いじめについての項目の見直しの参考としてください。

アンケートの実施方法や項目等を見直すことにより、児童・生徒の苦しみ・悩み等にいち早く気づき、いじめ問題に対して早期対応が図られることを期待しています。

神奈川県教育委員会
教育局支援部長 笠原 陽子

目次

1	アンケート調査の目的・・・・・・・・・・・・・	1
	＜アンケートの作成にあたって＞	
	＜正確な状況把握に向けて＞	
2	児童・生徒が安心してアンケートに向かうために・・・	3
	＜一人ひとりの特性に応じた対応を＞	
	＜児童虐待といじめ＞	
3	アンケートの実施にあたって・・・・・・・・・・・・・	4
	(1) アンケートを行う上での注意事項	
	(2) アンケートに向かうための雰囲気作り	
	(3) 回答が見えないようにする配慮	
	(4) アンケートの回答方法	
	(5) 迅速に対応するために	
	(6) 子どもたちへのメッセージを伝える機会とするために	
	(7) 相談窓口の提示	
	(8) アンケートの回収	
	＜アンケート実施の手順の例＞	
4	アンケート結果の活用・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 児童・生徒との信頼関係の構築	
	(2) 教育相談の実施	
	(3) 教職員のチームによる対応	
	(4) 児童・生徒による主体的ないじめ問題への取組み	
	(5) 保護者や地域の応援団を増やす	
	(6) 定期的なアンケートの実施	
	(7) 児童・生徒理解のための資料	
	＜「気になること・いやなことはありませんか」	
	項目別アンケート結果の活用例＞	
	＜アンケート項目の例＞	
	＜いじめの初期対応について＞	
	＜いじめの早期発見に向けて＞	
5	発見しにくいいじめに対して・・・・・・・・・・・・・	14
	＜グループ内のいじめ＞	
	＜「いじる」「いじられる」＞	
	＜インターネットを介したいじめ＞	
	＜いじめのメカニズム＞	
	解説「気になること・いやなことはありませんか」・・・	16

1 アンケート調査の目的

アンケート調査の目的は、いじめを受けている児童・生徒や、いじめを目にした児童・生徒の声を一つでも多く拾い、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握するとともに、緊急性のある事案に対し、迅速に対応することにあります。

また、アンケートを実施することで、児童・生徒に対して、学校として「いじめをなくそう」としている姿勢を表明する機会となります。

少なくとも学期に1回、定期的実施することにより、児童・生徒に対して定期的にメッセージを伝える機会となり、また、教職員がいじめ問題への意識を新たにすることがあります。

<アンケートの作成にあたって>

■ 「いじめ」という言葉

「気になること・いやなことはありませんか」は、あえて「いじめ」という言葉は使っていません。文中に「いじめ」の文字を入れることにより、かえってアンケートに対して子どもたちが警戒心や抵抗感を強く持つ場合が考えられるからです。

「いじめ」を受けている児童・生徒は、「弱い自分を知られたくない」というプライドや「親に心配をかけたくない」という心理状況があり、いじめられている事実を隠したり、時として否定したりする場合があります。このことがいじめを見えにくくしている背景でもあります。

したがって、「いじめ」という言葉のもつイメージに左右されずに回答を求めるためには、アンケートで「いじめ」という言葉をあえて使用せず「いじわるをされたり、いやなことをされたり」等の表現を使う方法があります。

その一方で、学校の状況によっては「いじめ」という言葉をあえて使用し、定期的アンケートを行うことで、児童・生徒に「いじめは絶対に許されない行為であること」「学校がいじめをなくそうとしていること」、また、アンケートの項目にある行為が「いじめ」であることを、児童・生徒に認識させることを目的として実施する場合があります。

■ アンケートの項目

アンケートの項目については一つひとつは些細なことのように感じられることでも積み重なることによって重大ないじめになるような項目や、犯罪行為となる可能性のある項目等、学校の状況に応じて項目を設定する必要があります。

< 正確な状況把握に向けて >

その集団のいじめの状況や今後どの程度起こりそうかを知るために、より正確な回答が得られやすいという点では「無記名アンケート」が有効です。この場合、誰がいじめの被害者か加害者かを知ることが目的ではなく、現在いじめがどの程度起きているのか、これから起こりそうなのかを把握し、その結果に基づいて、起きているいじめに対応すると共に、いじめが起きにくくなるような取組みを意図的・計画的に行うこと、また、取組みの成果を評価し改善するためにも役立ちます。「無記名アンケート」の強みは、安心して意思表示できることにもあります。いじめがどの程度起きているのかが把握できたら、その数字を真摯に受け止め、いじめはどの子にも起こりうるものと捉えて、児童・生徒全員を対象にした対策を講じる必要があります。

【参考】生徒指導リーフ「いじめアンケート」平成 24 年 6 月

<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf04.pdf>



2 児童・生徒が安心してアンケートに向かうために

アンケートによって正確な情報を得るためには、児童・生徒が安心して記述できるよう環境を整える必要があります。

例えば、「アンケートに書いた内容について誰にも否定されない」「書いたことで後で仕返しされることがない」など、児童・生徒が教職員を信頼して書くことができるよう日ごろから信頼関係を構築することが重要です。

また、児童・生徒が「記入してよかった」「アンケートはムダではない」という思いを持つためには、アンケートの結果がその後の対応に生かされ、解決に向かったという実感が持てる取り組みを行う必要があります。

学校全体で、児童・生徒が安心してアンケートに向かうことができる取り組みについて話し合い、児童・生徒の人権に配慮しながらチームで対応することが大切です。

<一人ひとりの特性に応じた対応を>

日ごろから子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高められるよう、「わかる授業」や「子どものよさを生かした活動や行事」などを工夫することが大切です。とくに、学習面や行動面に困難のある児童・生徒に対して教師が適切な支援をすることで、誰もが安心して過ごすことができる和やかで思いやりにあふれた学級の雰囲気となります。また、発達障害のある児童・生徒や、身体やコミュニケーションに特徴のある児童・生徒に対して、学校・学級・部活動等に肯定的なムードをつくることが大切です。

<児童虐待といじめ>

子どもの不安定な心理状態や自己肯定感の低さが、いじめや暴力行為といった問題行動を引き起こすことがあります。攻撃的な問題行動の背景として、児童虐待の可能性も考えられます。

児童虐待やその傾向のある家庭環境に置かれている等、不安定な心理状態であったり自己肯定感の低い児童・生徒に対し、日ごろから活躍できる場を設定するなど、児童・生徒の気持ちがいよい方向に向くような取り組みを工夫するとともに、家庭環境の問題には、早期に関係機関と連携した支援を行う必要があります。



3 アンケートの実施にあたって

児童・生徒の声を一つでも多く拾い、学校として、児童・生徒に対して「いじめをなくそう」としている姿勢を表明する機会とするために、アンケートを実施するにあたっては、次のことに配慮することが重要です。

(1) アンケートを行う上での注意事項

アンケート実施の際は、児童・生徒一人ひとりの間に、物理的スペースを十分にとり、回答中はよそ見をしない、私語はしない、回答したことは他人に話す必要はない、記入が終わっても、回収するまでは表紙や裏表紙を読み静かに待つ等、児童・生徒に対して、アンケートを行う上での注意事項を徹底します。

(2) アンケートに向かうための雰囲気作り＜表紙の工夫＞

アンケートの実施にあたっては、児童・生徒がアンケートに向かうための雰囲気を作り、児童・生徒に意識を持たせることが大切です。

「気になること・いやなことはありませんか」では、表紙に趣旨と学校からのメッセージを示していますので、担任が読み上げる等、学校として統一した取組みを工夫し、雰囲気作りに活用してください。

メッセージは、各学校において学校目標を盛り込むなど、適宜加筆修正等を行い活用ください。

＜メッセージ例＞

○○○学校は、「だれにとっても」「安全・安心で」「充実した学びの場」となる学校をめざしています。

もし、学校生活の中で、いやな思いをしたり、困っていたり、苦しんでいたりにしている人がいたら、ぜひ知らせてください。

学校生活をふりかえって、あなたが感じたことや目にしたことを、ありのままに答えてください。

このアンケートは、担任の先生だけでなく、校長先生や学校の先生みんなで確認します。

また、答えにくいときは、だれか相談しやすい先生や大人、相談窓口にご相談してください。

○○○学校 校長

(3) 回答が見えないようにする配慮＜二つ折りの形式＞

「気になること・いやなことはありませんか」は、回答が見えないようにあらかじめA4版を二つ折りにする形式になっています。他には、表紙をつける等の工夫が可能です。

(4) アンケートの回答方法＜選択肢の形式を中心に＞

文章の記述を求める質問項目は回答の時間差を生み、児童・生徒が「何かを書いている」と周囲に知られることで正確な情報を得ることができなくなる恐れがあるのでできるだけ避け、具体的質問に選択肢を選ぶなど、短時間で答えられる形式にします。

「気になること・いやなことはありませんか」では、短時間でできる選択肢を選ぶ形を中心とし、「自分がされた」「状況を見た」ことを質問しています。自由記述については、「必ず3行以上書くこと」として、全員同じように時間がかかるよう配慮しています。

なお、自由記述には「いじめを受けている友だちの名前」「気になっていることや困っていること」等、各学校の状況に応じた質問を設定してください。

(5) 迅速に対応するために＜出席番号の記入欄＞

「気になること・いやなことはありませんか」では、アンケートの最後に、「相談したいことがある人はここに出席番号を書いてください」という欄を設けることで、緊急性のある事案に対しても、迅速に対応できるよう工夫しました。

(6) 子どもたちへのメッセージを伝える機会とするために＜表紙等の工夫＞

「気になること・いやなことはありませんか」では、裏表紙に子どもたちに持たせたい気持ち等、メッセージを示しました。各学校で適宜加筆修正等を行い、子どもたちに「こういう気持ちを持つようにしよう」というメッセージを、送っていただきたいと思います。

＜メッセージ例＞

みなさんへ

～今、人がいやがることをしている人はすぐにやめてください。～

「人がいやがることなどしないようにしよう」という気持ちを持とう。

～今、困ったり苦しんだりしている人は、周囲の大人にすぐに相談してください。～

「誰にでも助けてもらおう」という気持ちを持とう。

～何か変だなと気がついたら、勇気を持って周囲の大人に伝えてください。～

「困っている人や苦しんでいる人がいたら、必ず助けてやろう」「自力で助けられないときは、誰かに言って助けてもらおう」という気持ちを持とう。

(7) 相談窓口の提示＜表紙等の工夫＞

アンケートの機会を活用して、いじめを受けている児童・生徒や、そのことを目にした児童・生徒がすぐに相談できる窓口を知らせることも大切です。いじめを受けている児童・生徒の中には、「スクールカウンセラーと話してみたいけれど、相談室に行くとこを見られたくない」「相談に行ったところを見られるとよけいにいじめられる」という気持ちを持っている児童・生徒もいます。

「気になること・いやなことはありませんか」では、裏表紙に相談窓口を示しました。各学校において、スクールカウンセラーの担当等を示すなど、児童・生徒が相談しやすいように適宜加筆修正等を行ってください。

アンケートは回収してしまうものなので、あわせて、学校内にも児童・生徒の目にふれるところに相談先を掲示する等、児童・生徒に対して相談窓口の周知を図るよう取り組んでください。

- 何か気づいたことがあったり、嫌な思いをしたり、困ったことがあったら相談してみよう

<学校内> 担任 養護教諭 学年の先生 教科担当の先生
スクールカウンセラー など
スクールカウンセラーに相談したいときは〇〇先生まで

<学校外> いじめ 110 番（教育相談センター） 0 4 6 6 - 8 1 - 8 1 1 1
ユーステレホンコーナー（県警察少年相談・保護センター）
0 1 2 0 - 4 5 - 7 8 6 7
0 4 5 - 6 4 1 - 0 0 4 5
人権・子どもホットライン（県立総合療育相談センター）子ども専用電話
0 4 6 6 - 8 4 - 1 6 1 6
子どもの人権 110 番（横浜地方法務局人権擁護課）
0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0

(8) アンケートの回収

アンケートは全員の記入が終わるまで待ち、必ず担任が回収するようにしてください。場合によっては、家庭に持ち帰って記入し、後日封筒に入れて回収する等の方法も考えられます。

< アンケート実施の手順の例 >

学校でアンケートの実施方法を統一し、確認することが重要です。

「気になること・いやなことはありませんか」を実施する場合の手順

- 1 児童・生徒の間にスペースを十分にとり、アンケートを行う上での注意事項を確認する。
- 2 二つ折りにしたアンケート用紙を配付する。
- 3 アンケートの表紙を読み上げ、アンケートに向かう雰囲気を作る。
- 4 無記名であることを確認し、記入を始めさせる。
- 5 記入が終わっても、回収するまでは表紙や裏表紙を読む等、静かに待たせる。
- 6 全員が回答し終わったら、担任が回収する。

4 アンケート結果の活用

アンケートの結果は同じ学年を受け持つ複数の教員で把握し、スクールカウンセラー等の専門家の見立ても活用し、いじめ問題への取組みに生かします。

アンケートの結果は、次のように活用します。

(1) 児童・生徒との信頼関係の構築

当然のことながら、アンケートで全てを把握することはできません。大切なのは、児童・生徒との信頼関係です。したがって、アンケートの結果を踏まえつつ、授業中や昼食時、休み時間等に児童・生徒と意識して対話をしたり、個人日記等で児童・生徒と悩みについて対話するなど、児童・生徒が教職員に本当の気持ち、悩みなどを打ち明けることができるよう、信頼関係づくりに取り組むことが大切です。

(2) 教育相談の実施

アンケートの結果を踏まえ、児童・生徒に対して個別に教育相談を行います。アンケート結果を示して、学校全体の客観的な状況を示しながら個別に教育相談を行うことで、児童・生徒の困っていることや悩みを引き出し、早期対応を図ります。

(3) 教職員のチームによる対応

教職員同士がいじめ問題について話し合う場面において、アンケートの結果を材料として活用し、学年内での共通理解や部活動の顧問と担任との情報共有等を行うなど、日ごろから教職員同士が相談できる雰囲気を作り、チームで対応できる体制を整えます。

(4) 児童・生徒による主体的ないじめ問題への取組み

アンケートの結果を材料として、児童・生徒が今自分たちの学校で起きていることを自分たちの問題と受け止め、いじめ問題について話し合いをもつ場面を設定し、児童・生徒の主体的な取組みにつなげることが重要です。

(5) 保護者や地域の応援団を増やす

アンケートの結果をふまえた学校の指導方針を保護者や地域に発信し、共通理解のもとに協力を依頼するなど、学校の実情に合わせて、様々な場面で活用するよう工夫することが大切です。

(6) 定期的なアンケートの実施

アンケートは少なくとも学期に 1 回実施するなど、定期的な実施をすることで、いじめの起こる頻度や、問題の深刻度がどのくらい変化したかを比較分析することができ、いじめが起きにくくなるような取組みに役立てることができます。

(7) 児童・生徒理解のために活用

実施したアンケートは、その集団のいじめの状況について把握する貴重な資料となります。児童・生徒理解を図るためにも、把握した状況については次の学年に伝え、児童・生徒指導に生かすことが必要です。なお、個人情報の取扱いにも配慮が必要です。

< 「気になること・いやなことはありませんか」項目別アンケート結果の活用例 >

■ アンケート項目 1 ～ 4 について

- ・ 相手に心理的苦痛を与える絶対に許されない人権侵害です。「ある」に回答した児童・生徒がいた場合には、個別の教育相談を行い、その事実が特定できた段階ですぐに対応します。 P.10 <いじめの初期対応について> 参照

さらに、「いじめ問題」について学級活動の話し合いの議題とするなど、児童・生徒が自分たちの問題と受け止め、主体的に「いじめ問題」について考え、自ら活動することができる場を設定します。

■ アンケート項目 5 ～ 15 について

- ・ 「ある」に回答した児童・生徒がいた場合には、個別の教育相談を行い、その事実が特定できた段階ですぐに対応します。 P.10 <いじめの初期対応について> 参照
- ・ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれます。5 ～ 15 項目については、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要な場合もあります。また、全員と個別に面談を行うことが必要な場合もあります。
- ・ 個々のいじめ事案が、「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの」に当たるか否かについては、いじめの態様や加害児童・生徒の状況等によって、的確に判断することが必要であり、平素より、どのような行為が刑罰法規に該当するかについて、教職員の理解を深めておくことが必要です。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきか判断に迷う場合も含め、積極的に警察に相談できるよう、日ごろから学校と警察との緊密な連携体制を構築しておくことが必要です。

■ それぞれの項目について、犯罪行為となる可能性のあるものは次のとおりです。

- 5 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりする
- 6 いじられたり、からかわれたり、悪口を言われる
- 7 いやなことを言われたり、ばかにされたりする
「名誉毀損」「侮辱」（刑法第230条、231条）
- 8 かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする
- 9 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする
「暴行」（刑法第208条）「傷害」（刑法第204条）
- 10 役割や当番などをおしつけられたり、かばんを持たされたりする
- 11 おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする
- 12 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられる
- 13 メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている
「強要」（刑法第223条）「強制わいせつ」（刑法第176条）
- 14 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりする
- 15 お金やものをとられたり、おごらされたりする
「窃盗」（刑法第235条）「器物損壊等」（刑法第261条）「恐喝」（刑法第249条）

参考：「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」文部科学省平成25年5月16日

< アンケート項目の例 >

「気になること・いやなことはありませんか」で示した項目以外にも、次のような項目が考えられます。

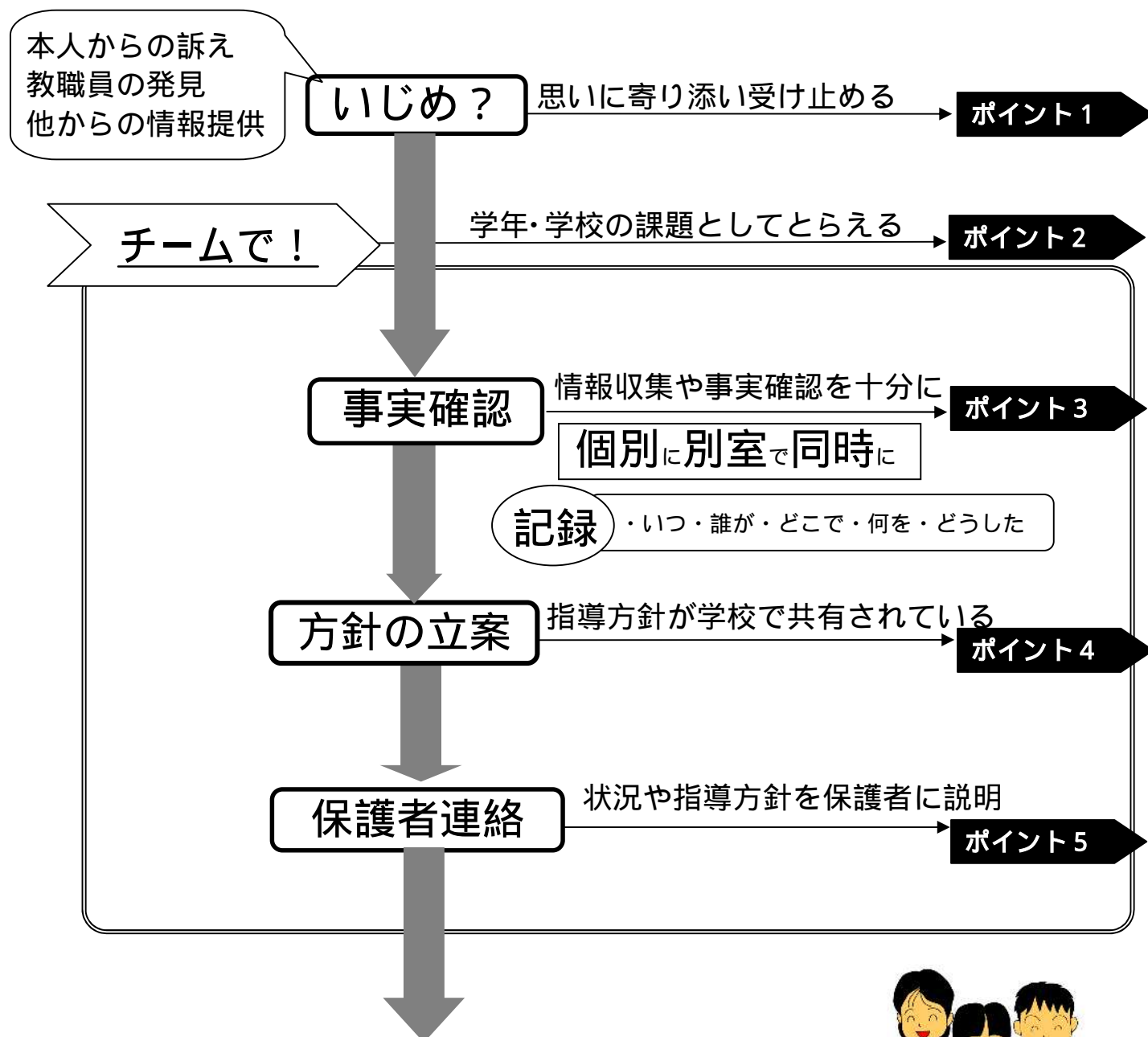
- ・ つくえやかべに変なことを書かれる
- ・ トイレや人のいないところで複数に囲まれる
- ・ 紙に悪口が書いてある
- ・ 自分のものがなくなることがある
- ・ プロレスなどの技をかけられる

その他、学校の状況に合わせて、項目の設定について教職員で検討することが大切です。

<いじめの初期対応について>

学校が「いじめではないか」ととらえたときに、次のような手順で対応することが考えられます。特に重要となる **ポイント** については次頁以降に示しています。

いじめ初期対応のながれ



ポイント1 いじめ？

児童・生徒の不安、保護者の
思いに寄り添い受け止める

- いじめかな？と思ったらまずその子に関わって、しっかり受け止める。
- いじめを受けている児童・生徒本人からの訴えや、保護者からの訴えがあった場合は、十分に聞き取る。
不安やつらさをしっかりと受け止めることが、安心感や信頼感につながる。
- いじめを受けている児童・生徒を「絶対に守る」こと、そのためには校内の先生方と一緒に対応することを伝える。
- 関係者がチームを作り、すぐに、いじめを受けている児童・生徒の心のケアをする。

ポイント3 事実確認

情報収集や事実確認を十分に行う

- チームで事実確認の方法と役割分担を確認して行う。

＜事実確認において留意すること＞

- ・ 時間帯 聞き取りを行うのは原則として学習権を侵害しない時間帯に（休み時間・放課後など）
- ・ 場所 目立たない場所で
- ・ 加害・被害ともに事実をしっかり聞く
- ・ 必ず記録する

ポイント4 方針立案

指導方針が学校で共有されている

- 立案にあたって、次のことに留意する。
＜被害児童・生徒＞
 - ・ 本人の安全確保、心のケアと継続的な見守り
 - ・ 本人や保護者とのこまめな情報交換
＜加害児童・生徒＞
 - ・ その行為は人権侵害であるという毅然とした指導
 - ・ 本人が抱える思い、問題行動の背景や要因を探る
 - ・ 保護者へのこまめな連絡により家庭と学校の指導の連携を図る

このできごとを通して、教育として「子どもたちに何を学ばせたいか」

ポイント2 チームで！

起きている問題を
学年・学校の課題としてとらえる

- 「まずは伝えること！」
いじめではないかととらえた時点で一人で抱え込まず、周囲に相談する。
- 日頃からのチームをもとに、事案に応じて関係者がチームを作る。
（例：担任、学年、児童指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）
- ＜チームのメリット＞
 - ・ 多様な情報が得られる
 - ・ いろいろな視点から物事を分析できる
 - ・ 構成メンバーの持ち味が活かせる
- 中心的な役割（リーダー）を決める。

■ 聞き取りの留意点！

一度目の聞き取り
一度目の聞き取りを、時間を決め分担して個別に別室で同時に実施
（リーダーは待機）

集約
決められた時間になったら、集まって、聞き取った内容をリーダーに報告
（このときに聞き取りを行っている児童・生徒はその場に待機させる）

再確認
食い違う点について再度聞き取る

ポイント5 保護者連絡

現在の状況や指導方針について説明

- 直接、保護者へ説明。家庭訪問。電話。
- 事実についての説明には、推測や個人的な解釈は交えない。
- 保護者の話はていねいに受け止め、安心感が持てる話し方をする。
- 随時経過を報告することを約束する。
- 学校だけでなく、家庭での指導について「一緒に考えましょう」という姿勢で！
保護者との信頼関係づくりへつながる。

■ 今後の指導方針の確認 翌日へ

■ 情報収集・事実確認の例

一度目の聞き取り

対象者氏名 Aさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に○	
記録者 山田	聞き取り日時 ○月○日 13:00～13:10	場所 図書準備室	
いつ ○月 日 から	どこで 登校時 教室	だれが Bさん Cさん Bさん Cさん	どんなことを 待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 話しかけても無視する。
対象者氏名 Bさん		(<u>加害者</u> ・被害者・目撃者) 該当に○	
記録者 川上	聞き取り日時 ○月○日 13:00～13:10	場所 図工準備室	
いつ ○月×日	どこで 放課後	だれが Aさん	どんなことを 何もしていない。

再確認

集約 時間を決めてリーダーに報告。このときに聞き取りを行っている児童・生徒はその場に待機させる

再確認（下線は再度の聴き取りで得た内容を加筆）

対象者氏名 Aさん		(加害者・ <u>被害者</u> ・目撃者) 該当に○	
記録者 山田	聞き取り日時 ○月○日 13:15～13:25	場所 図書準備室	
いつ ○月 日 から	どこで 登校時 教室	だれが Bさん Cさん Bさん Cさん	どんなことを 待ち合わせをしているが、先に行ってしまう。 話しかけても無視する。 <u>Cさんに話しかけるとBさんが連れて行ってしまう。</u> 加筆
対象者氏名 Bさん		(<u>加害者</u> ・被害者・目撃者) 該当に○	
記録者 川上	聞き取り日時 ○月○日 13:15～13:25	場所 図工準備室	
いつ ○月×日	どこで 放課後	だれが Aさん	どんなことを 家に帰ってからAさんから電話があり「やっぱり遊べない」と言われた。 だからCさんに「Aさんとは話さないほうがいいよ。」と言い、登校時に離れて歩いた。 加筆
いつ ○月 日	どこで 登校時	だれが 自分	どんなことを

■ 被害児童から訴えがあった場合の指導方針の例

被害児童・生徒	- 被害児童・生徒の思いをていねいに聞き取る。「困っていること」を聞く。 - 被害児童・生徒の安全を守る見守り体制をつくる。
加害児童・生徒	- 加害児童・生徒に対し、被害児童・生徒が「困っていること」（またはそう思われる可能性のあること）をすぐにやめるように指導する。 - その行動をとった理由や気持ちを聞く。 - 加害児童・生徒の行った行動は絶対にすべきでないことを指導する。 「どうすべきだったか」という謝罪の気持ちをつくり、今後は「どうすればよいか」という前向きな姿勢をつくる。
周囲	これまでのいじめに関するアンケートをチェックし、本事案に関する記載やその他気になる記載について再確認する。
保護者	- 被害及び加害児童・生徒の保護者への説明内容（客観的事実・指導方針・現状・家庭での支援の依頼）の確認 - 家庭訪問（又は電話）で保護者に説明

<いじめの早期発見に向けて>

学校生活では様々な場面で、子どもたちからのサインをキャッチすることができます。
アンケートの結果をもとに、「今週は、こういう視点で子どもたちを見ていこう」等、
学校や学年で児童・生徒を見る視点を話し合い、振り返りを行うなど、取組みを工夫することができます。

【登校時・朝の会】

- ☐ 遅刻・欠席（ぎりぎりの登校）
- ☐ 表情が暗く元気がない・無理に明るい
- ☐ あいさつの声が小さい（しない）・いつもと違う
- ☐ 体調不良を訴える

【授業中】

- ☐ 忘れ物が増えた
- ☐ 成績や学習意欲が低下する

【休み時間】

- ☐ 一人で過ごしている
- ☐ 遊びと称して友達とふざけあっているが、表情がさえない
- ☐ トイレ等にこもっていることが多い
- ☐ ケガや傷が多い、服を汚す
- ☐ 教員にまとわりつく、寄ってくる

【昼食時】

- ☐ 食欲がない

【帰りの会・下校時】

- ☐ なかなか下校しようとしらない
- ☐ あわてて下校する

【部活動】

- ☐ 欠席が増える
- ☐ 参加意欲が低下している

【学校生活全般】

- ☐ 保健室によく行くようになる
- ☐ 弱いものにあたる
- ☐ ある子の所にゴミが置かれている。
- ☐ 衣服に足跡などがついている



5 発見しにくいいじめに対して

<グループ内のいじめ>

普段子どもたちは互いにふざけたりじゃれあったりしていますが、遊びの中に一定のルールがあり、平等に役割の交代があります。遊び仲間のグループ内でのいじめでは、ふざけ、いじわる、からかいなどで役割が交代せず、次第に支配・服従の関係ができ、特定の子どもがコントロールされるような状況に陥ります。その後、暴力行為など、いじめがエスカレートしていきます。見えにくい遊び仲間のグループ内でのいじめについてもサインを見逃さず、早期にいじめを発見し、適切な指導をすることが重要です。

<「いじる」「いじられる」>

自分の失敗や欠点をわざと言って受けをねらう「いじられる」行為、それをあげつらって笑う「いじる」行為は、時として「公然と行われるいじめ」になります。いじる側に悪意があったとしても、笑いを取るためと正当化され、いじられる側も拒否しにくくなり、次第にエスカレートします。不適切なコミュニケーションを「いじり」として容認せず、適切なコミュニケーションについてしっかり指導する必要があります。

<インターネットを介したいじめ>

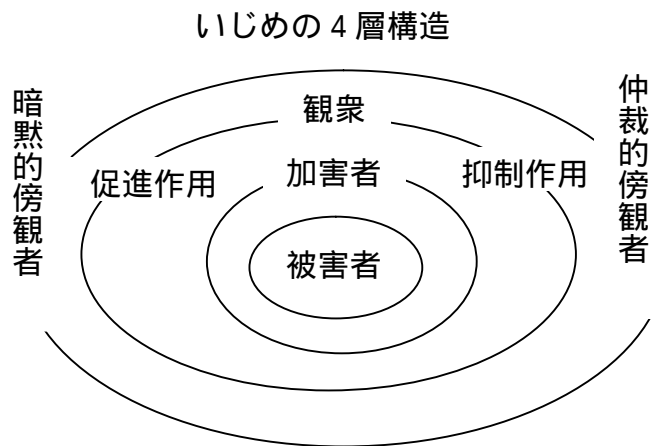
ネット上のいじめは短時間で不特定多数が関与する可能性があり、本人の自覚のないうちに深刻な状況に陥ります。掲示板、ブログ、プロフィールサイト等への誹謗中傷の書込みやメール送信等、ネット上のトラブルを防ぐには、情報モラル教育の充実とともに、家庭での取組みが欠かせません。家庭内でのルールづくりやフィルタリングによる安全対策の徹底を啓発する必要があります。



<いじめのメカニズム>

大阪市立大学名誉教授の森田洋司氏によると、いじめはいじめの「被害者」、いじめの中心的な「加害者」、いじめを面白がる「観衆」さらに「傍観者」の四層構造から成立していると考えられています。この構造では、観衆は直接は自分で手をださず、周りでおもしろがりはやしたてていじめを積極的に認める「いじめの加担者の役割」を果たし、傍観者はいじめを見て見ぬ振りをして「いじめを黙認し支持する役割」を果たします。しかし、傍観者がいじめを

批判的にとらえ、軽蔑し、仲裁者になるといじめの大きな抑制力となります。したがって、指導するうえで重要なのは「観衆」と「傍観者」です。いじめを「加害者」「被害者」の個人の問題としてではなく、集団の問題と受け止め、周りの子どもたちが集団の一員の責務として問題の解決にあたらうとする態度を育てる必要があります。また、見えにくいいじめの早期発見のためにも、いじめられた子だけではなく、周りの子どもたちが教師に相談しやすい関係を作ることが大切です。



学校として、子どもたちが「こういう気持ちをもつようにしよう」というメッセージを示してください。

〇〇〇学校のみなさんへ

～今、人がいやがることをしている人はすぐにやめてください。～

「人がいやがることなどしないようにしよう」という気持ちを持とう。

～今、困ったり苦しんだりしている人は、周囲の大人にすぐに相談してください。～

「誰にでも助けてもらおう」という気持ちを持とう。

～何か変だなと気がいたら、勇気を持って周囲の大人に伝えてください。～

「困っている人や苦しんでいる人がいたら、必ず助けてやろう」「自力で助けられないときは、誰かに言って助けてもらおう」という気持ちを持とう。

■ 何か気づいたことがあったり、嫌な思いをしたり、困ったことがあったら相談してみよう

<学校内> 担任 養護教諭 学年の先生 教科担当の先生

スクールカウンセラー など

スクールカウンセラーに相談したいときは〇〇先生まで

<学校外> いじめ 110 番（教育相談センター） 0 4 6 6 - 8 1 - 8 1 1 1

ユーステレホンコーナー（県警察少年相談・保護センター）

0 1 2 0 - 4 5 - 7 8 6 7

0 4 5 - 6 4 1 - 0 0 4 5

人権・子どもホットライン（県立総合療育相談センター）子ども専用電話

0 4 6 6 - 8 4 - 1 6 1 6

子どもの人権 110 番（横浜地方法務局人権擁護課）

0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0

学校の状況により必要に応じて加筆修正してください。

この内容は〇〇（教室等）に掲示しています。

学校の状況により必要に応じて加筆修正してください。

（真中で山折り）

表の面はこのとおり印刷し、裏面のアンケート部分を上下逆に印刷して二つ折りにすると、表紙、アンケート、裏表紙とめくることができ、中のアンケートの記述が見えないようにできる。あらかじめ二つ折りの形で配付するのがよい。

解説 気になること・いやなことはありませんか

〇〇〇学校は、「だれにとっても」「安全・安心で」「充実した学びの場」となる学校をめざしています。

もし、学校生活の中で、いやな思いをしたり、困っていたり、苦しんでいたりにしている人がいたら、ぜひ知らせてください。

学校生活をふりかえって、あなたが感じたことや目にしたことをありのままに答えてください。それがいじめ解決のための第一歩となります。

このアンケートは、担任の先生だけでなく、校長先生や学校の先生みんなで確認します。

また、答えにくいときは、だれか相談しやすい先生や大人、相談窓口にご相談してください。

学校名や校長名を入れ、学校の教育目標を文章に盛り込む等、学校として子どもたちに伝えたいメッセージを示してください。

〇〇〇学校 校長

今の学年（学期）になってからのことで、当てはまる方に○をつけてください。（授業中や部活動、放課後などを含む）

必要に応じて修正してください

年 組 性別

【自分のことについて】

- 1 すれちがうときにおおげさによけられる
- 2 とんりの人につくえをはなされる
- 3 なかまはずれにされたり、むしされたりする
- 4 おかしくないのに笑われる
- 5 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりする
- 6 いじられたり、からかわれたり、悪口を言われる
- 7 いやなことを言われたり、ばかにされたりする
- 8 かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする
- 9 ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする
- 10 役割や当番などをおしつけられたり、かばんを持たされたりする
- 11 おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする
- 12 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられる
- 13 メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている
- 14 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりする
- 15 お金やものをとられたり、おごらされたりする
- 16 } 学校の状況により、必要な項目を増やしたり減らしたりしてください。
- 17 }

一つひとつは些細なことでも積み重なることで重大ないじめになることを踏まえています

「名誉毀損」「侮辱」（刑法第 230 条、231 条）

暴行（刑法第 208 条）傷害（刑法第 204 条）

「強要」（刑法第 223 条）「強制わいせつ」（刑法第 176 条）

「窃盗」（刑法第 235 条）「器物損壊等」（刑法第 261 条）「恐喝」（刑法第 249 条）

【自分のことについて】と同じ項目をたずねています。結果の比較等に活用することができます。

【周りの人のことについて】

■ された人が平気な様子をしていたり、「大丈夫」といっていても、1 回でも次のことが起こっていたら○をつけてください。

- | | | | |
|----|--|----|-----|
| 1 | すれちがうときにおおげさによけられている人がいる | いる | いない |
| 2 | とんりの人につくえを離されている人がいる | いる | いない |
| 3 | なかまはずれにされたり、むしされたりしている人がいる | いる | いない |
| 4 | おかしくないのに笑われている人がいる | いる | いない |
| 5 | 変なあだなをつけられたり、変な呼び方で呼ばれたりしている人がいる | いる | いない |
| 6 | いじられたり、からかわれたり、悪口を言われている人がいる | いる | いない |
| 7 | いやなことを言われたり、ばかにされたりしている人がいる | いる | いない |
| 8 | かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりしている人がいる | いる | いない |
| 9 | ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりしている人がいる | いる | いない |
| 10 | 役割や当番などをおしつけられたり、かばんを持たされたりしている人がいる | いる | いない |
| 11 | おどすようなことを言われたり、危険なことをさせられたりしている人がいる | いる | いない |
| 12 | 服を脱がされるなど、はずかしいことをさせられている人がいる | いる | いない |
| 13 | メールやネット上のサイト、携帯電話などで、変なことが書かれている人がいる | いる | いない |
| 14 | 自分のものをかくされたり、乱暴に扱われたり、こわされたりしている人がいる | いる | いない |
| 15 | お金やものをとられたり、おごらされたりしている人がいる | いる | いない |
| 16 | 泣いている人がいる | いる | いない |
| 17 | 学校の状況により、必要な項目を増やしたり減らしたりしてください。 | | |

■ 気になることや感じていることを 3 行以上書いてください。

自由記述は子どもたちが記述する時間差を生みます。子どもたちにとって、「あの子はなにか書いている」と悟られることは、書きたくても書けない状況を生みます。そこで、時間をそろえ、全員が書く状況を設定するために「3 行以上」としています。

■ 相談したいことがある人はここに出席番号を書いてください。